

西宮市吹付けアスベスト除去等補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、本市の区域内において、民間の既存建築物に吹き付けられたアスベストの飛散から市民の健康被害を予防し、安全な市街地環境の整備を図るため、アスベスト調査事業又はアスベスト除去等事業を施行する者（以下「事業者」という。）に対する補助金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) アスベスト 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 28 条の 2 第 1 号に規定するものをいう。
- (2) アスベスト調査事業 建築物に施工されている吹付け建材（仕上塗材を除く。以下同じ。）についてアスベスト含有の有無及び含有している場合の含有量に係る調査（以下「含有調査」という。）をすることをいう。
- (3) アスベスト除去等事業 建築物に施工されている吹付けアスベスト及びアスベストが 0.1%を超えて含有される吹付けロックウールを除去し、封じ込め又は囲い込む（以下「除去等」という。）ことをいう。
- (4) 事業 アスベスト調査事業又はアスベスト除去等事業をいう。
- (5) 建築物 建築基準法第 2 条第 1 項第 1 号に規定するものをいう。
- (6) 敷地 建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 1 条第 1 項第 1 号に規定するものをいう。
- (7) 建築物石綿含有建材調査者 建築物石綿含有建材調査者講習登録規程（平成 30 年厚生労働省・国土交通省・環境省告示第 1 号）第 2 条第 2 項又は第 3 項に規定する者をいう。

(事業者)

第 3 条 事業者は、次に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 補助金の交付の対象となる建築物（以下「補助対象建築物」という。）を所有する者又は共同住宅等の団体（建物の区分所有等に関する法律第 3 条又は第 65 条に規定する団体をいう。以下同じ。）の代表者であること。
- (2) 暴力団員による不当な防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。法人等である場合には、当該法人等について暴力団員が役員として又は実質的に経営に関与していないこと。

(補助対象建築物)

第4条 補助対象建築物は、次に掲げる要件を備えたものでなければならない。

- (1) 本市に存する建築物（国、都道府県及び市町村等が所有する建築物を除く。）
- (2) アスベスト調査事業にあつては、アスベストを含有する吹付け建材が施工されているおそれのある建築物
- (3) アスベスト除去等事業にあつては、含有調査の結果、吹付けアスベスト又はアスベストが 0.1%を超えて含有される吹付けロックウールが施工されていると判明した建築物
- (4) アスベスト調査事業及びアスベスト除去等事業に関し、それぞれ他の国庫補助金が交付されていないもの
- (5) アスベスト調査事業及びアスベスト除去等事業に関し、同一敷地内に存する建築物について、この要綱に基づく同一事業の補助金の交付を受けていないもの

(アスベスト調査事業)

第5条 アスベスト調査事業については、以下の基準を遵守するものとする。

- (1) 建築物石綿含有建材調査者による調査に基づき実施すること。
- (2) 含有調査は、「建材中の石綿含有率の分析方法について」（平成18年8月21日付基発第0821002号厚生労働省労働基準局長通達）及び、「石綿障害予防規則第3条第2項の規定による石綿等の使用の有無の分析調査の徹底等について」（平成20年2月6日付基安化発第0206003号）に示された分析方法を標準として、JIS法又はJIS法と同等以上の精度を有する分析方法であること。

(アスベスト除去等事業)

第6条 アスベスト除去等事業については、以下の基準を遵守するものとする。

- (1) 施工業者は、次のいずれかの者であること。
 - ア 財団法人日本建築センターが審査証明した「吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術」を有する者
 - イ 「建築物の解体等に係る石綿ばく露石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル（厚生労働省・環境省）」又は「既存建築物の吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術指針・同解説2018」に従って施工することができ、十分な施工実績を有している者
- (2) アスベスト除去等事業の施工にあつては、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等のアスベスト関連法令の基準を遵守すること。
- (3) アスベスト除去等事業は、第1号ア又はイに掲げる施工業者の区分に応じて、それ

ぞれア又はイに規定する処理技術又はマニュアルに従って行うものであること。

(4) 除却等については、実施計画の策定等を建築物石綿含有建材調査者が行うとともに、当該計画等に基づく現場体制に基づき実施すること。

(5) 除却等を行うことにより当該建築物が建築基準法その他の法令による耐火性能を満たさなくなる場合にあつては、耐火性能を満たすよう措置を講じること。

(6) 囲い込み又は封じ込めについては、「建築材料から石綿を飛散させるおそれがないものとして石綿が添加された建築材料を被覆し又は添加された石綿を建築材料に固着する措置について国土交通大臣が定める基準を定める件」（平成 18 年 9 月 29 日国土交通省告示第 1173 号）に定める基準に適合するものであること。

(7) 除去等工事の完了後、当該建築物の全ての箇所において、アスベスト飛散防止対策が完了すること。ただし、特別な事情があると認められる場合はこの限りでない。

（補助金の額）

第 7 条 市は、事業者に対して、予算の範囲内で、次の各号に掲げる費用を補助することができる。ただし、各号の適用にあたっては、一敷地ごとに 1 回のみとする。

(1) アスベスト調査事業 調査費用（消費税及び地方消費税相当額を除く）の 10 分の 10 以内（1,000 円未満切捨て）。ただし、25 万円を限度額とする。

(2) アスベスト除去等事業 除去等工事費用（消費税及び地方消費税相当額を除く。建築物を解体する場合にあつてはアスベスト除去に要する費用相当分）の 3 分の 1 以内（1,000 円未満切捨て）。ただし、100 万円を限度額とする。

（補助金の交付申請）

第 8 条 事業者は、市の補助を受けようとするときは、事業ごとに補助金交付申請書（別記第 1 号様式）を作成し、関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定等）

第 9 条 市長は、補助金交付申請書を受理した場合は、これを審査し、適当と認めるときは、市の補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書（別記第 2 号様式）により当該事業者へ通知するものとする。

2 事業者は交付の決定の通知を受けた後、分析機関又は施工業者と契約するものとする。

3 市長は、前項の補助金の交付を決定するにあたり、必要があるときは当該補助金の交付について条件を付すことができる。

4 事業者は、第 1 項の補助金の交付決定の通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定又はこれに付された条件に不服があるときは、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して 15 日を経過した日までに事業取下げ届出書（別記第 3 号様式）により申請の取下げをすることができる。ただし、市長が必要と認めるときは、こ

の期日を変更することができる。

5 前項の申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(着手の届出)

第 10 条 前条第 1 項の規定による通知を受けた事業者(以下、「補助事業者」という。)は、アスベスト調査事業及びアスベスト除去等事業に着手したときは、事業着手後 10 日以内に着手届(別記様式第 4 号)を作成し、関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めた場合はこの限りでない。

(補助事業の内容の変更)

第 11 条 補助事業者は、事業の内容を変更しようとするときは、次の各号によらなければならない。

(1) 補助金の額に変更を生じない場合の変更

補助事業者は、事業内容変更承認申請書(別記第 5 号様式)により、市長の承認を受けなければならない。

(2) 補助金の額に変更を生じる場合の変更

補助事業者は、事業ごとに補助金交付変更申請書(別記第 6 号様式)を作成し、関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定変更等)

第 12 条 市長は、補助金交付変更申請書を受理した場合は、これを審査し、相当と認めるときは、市の補助金の交付決定を変更し、補助金交付決定変更通知書(別記第 7 号様式)により当該補助事業者に通知するものとする。

(補助事業の中止又は廃止)

第 13 条 補助事業者は、補助金交付決定後において事業を中止し、又は廃止しようとするときは、すみやかに事業中止(廃止)承認申請書(別記第 8 号様式)を提出し、市長の承認を受けなければならない。

(補助事業の完了期日の変更)

第 14 条 補助事業者は、事業が交付決定通知に付された期日までに完了しない場合は、すみやかにその理由を付して、完了期日変更承認申請書(別記第 9 号様式)により市長に報告し、その指示を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による完了期日変更承認申請書の内容を審査し、やむをえないと判断したときは、補助事業者に対して完了期日変更承認書(別記第 10 号様式)により通

知するものとする。

(補助事業の遂行状況報告)

第 15 条 補助事業者は、市長が事業の遂行状況について報告を求めた場合、すみやかに事業遂行状況報告書（別記第 11 号様式）により報告しなければならない。

(遂行命令等)

第 16 条 市長は、補助事業者が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従って事業を遂行していないと認めるときは、当該補助事業者に対し、これらに従って当該事業を遂行すべきことを命じることができる。

2 市長は、補助事業者が前項の命令に違反したときは、当該補助事業者に対し、事業の遂行の一時停止を命じることができる。

(実績報告)

第 17 条 補助事業者は、事業が完了したときは、当該補助事業完了の日から起算して 30 日以内又は当該年度の末日のいずれか早い日までに完了実績報告書（別記第 12 号様式）を作成し、関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(完了検査)

第 18 条 市長は、前条の規定によりアスベスト除去等事業の完了実績報告書の提出を受けたときは、現地において完了検査を行うものとする。

(補助金の額の確定)

第 19 条 市長は、第 17 条の完了実績報告書等を受領した場合は、報告書等の内容の審査及び完了検査等により、当該報告に係る補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しているかどうかを調査し、適合すると認めるときは、予算の範囲内において交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（別記第 13 号様式）により当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第 20 条 補助事業者は、補助金の支払いを請求しようとするときは、前条による補助金の額の確定後、すみやかに補助金請求書（別記第 14 号様式）を作成し、関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の経理)

第 21 条 補助事業者は、市の補助金について経理を明らかにする帳簿を作成し、事業の完

了後5年間保存しなければならない。

(交付決定の取り消し)

第22条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他の不正の手段により、補助金の交付決定を受けたとき

(2) 補助金の交付決定の内容、これに付した条件又はこの要綱若しくは関係法令に違反したとき

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、補助金交付決定取消通知書(別記第15号様式)により、補助事業者に通知するものとする。なお、この規定は、補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(補助金の返還)

第23条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、決定の日の翌日から起算して15日以内の期限を定めて、補助金返還命令書(別記第16号様式)により、その返還を命じることができる。

2 市長は、やむを得ない事情があると認めたときは、前項の期限を延長することができる。

(加算金及び遅延利息)

第24条 補助事業者は、前条第1項の規定により補助金の返還を命じられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、補助金の額につき、年10.95パーセントの割合で計算した加算金(10円未満は切り捨て)を市に納付しなければならない。

2 補助事業者は、前条の規定により補助金の返還を命じられ、これを期限までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した遅延利息(10円未満は切り捨て)を市に納付しなければならない。

(是正のための措置)

第25条 市長は、第17条の規定による完了実績報告書を受領した場合において、当該事業の成果が交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めたときは、これらに適合させるための措置をとるよう補助事業者に命じることができる。

(その他)

第 26 条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に要領で定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 23 年 5 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱は、西宮市補助金制度に関する指針に基づき、3 年以内ごとに見直しを行うものとする。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成 25 年 5 月 1 日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和元年 5 月 1 日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。